

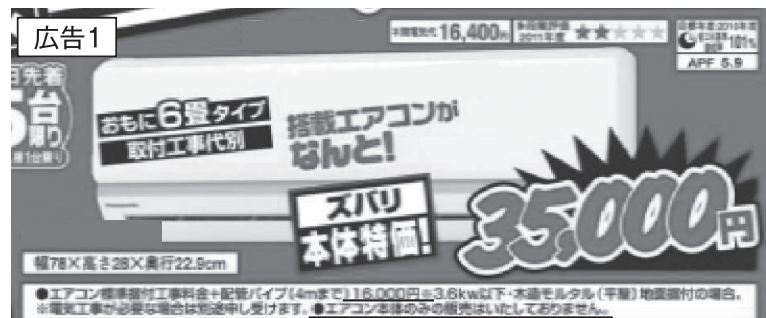
家電製品のチラシに対する注意喚起

KC'sは、2011年9月に消費者より寄せられた情報に基づき、家電製品販売会社（以下同社という）に対し、質問事項を含む「お問い合わせ」等による、意見交換を実施しました。同社は2011年12月以降該当のチラシに類する表示を行っていないと回答しました。今後、同広告により消費者の誤認を招くおそれなくなったものと判断し、お問い合わせ活動を終了しました。今回の家電製品のチラシは、広告の見方について広く消費者に紹介すべきと当団体は判断し、消費者に対して注意喚起を行います。＜寄せられた情報（一部資料は解像度の関係で見にくい部分があります）＞

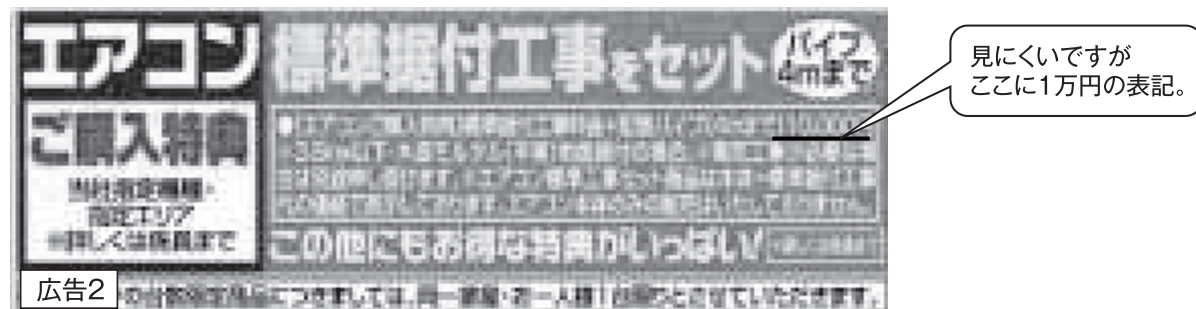
同社の2011年9月17日付チラシ広告（広告1）においてA社製冷暖房インバーターエアコン（型番省略）（以下、本件製品といたします。）に、次のような表示がされていた。

チラシ広告表題において、「決算 売り切れ御免！ 人気商品・省エネ家電も大処分！ あと6日間限り」「冷蔵庫／洗濯機／エアコン展示・処分品 店頭表示価格より最大30%引」との表示があり、その表題のすぐ下の部分に「①42V型フルハイビジョンプラズマ」「②3D対応HDD搭載ブルーレイレコーダー」と並んで、「③冷暖房インバーターエアコン」として、本件製品の表示がされている。

広告1の表示においては、「各日先着5台限り お一人様1台限り」「エアコンがなんと！」「ズバリ 本体特価！」などの表示とともに、「35,000円」との販売価格が表示されている。また、その販売価格の表示の下に、当該表示に使用されている文字と比較して小さな文字で、「エアコン標準据付工事料金+配管パイプ（4mまで）16,000円」「エアコン本体のみの販売はいたしておりません。」と表示されている。



同社の2011年9月10日付チラシ（広告2）では、「エアコン標準据付工事料金+配管パイプ（4mまで）」について、「10,000円」と表示されていた。



＜当団体での調査＞

前記情報を受け、当団体で調査したところ、次の事実が判明した。

すなわち、同社の2011年10月1日付チラシ（広告3）においては、同じ本件製品について、前記「35,000円」との販売価格の表示と同程度の文字の大きさ・太さで「49,800円」との販売価格が表示されていた（小さな文字で「標準据付工事セット」と表示があった）。



ところが、前記（広告3）「49,800円」にはエアコン本体の他に「標準据付工事+パイプ4m」が含まれているのに対し、前記（広告1）「35,000円」には「標準据付工事+パイプ4m」が含まれておらず、実際は「51,000円」（本体35,000円+「標準据付工事+パイプ4m」16,000円）を支払わなければならないものであった。

※広告1と広告3のエアコンはメーカーも型番も同じ商品です。

家電製品でエアコン等工事をしなければならぬ商品は、本体価格のみではなく工事費を含めた支払総額で比較するようにしましょう。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）

KC's NEWS

No.46
2013.11.18

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度が衆議院を通過しました。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律は、衆議院の消費者問題特別委員会で審議可決され11月1日本会議で可決されました。

院内集會に参加しました

2013年10月29日に参議院議員会館101会議室にて、臨時国会での新訴訟制度の審議促進に向けて、賛同団体が院内集會を開催しました。参加人数39団体124人、参加議員20人でした。



大学生 網干翔子さん

前日に衆議院通過予定と報道されて、明るい雰囲気で開催されました。KC'sからお願いした大学生の網干さんに被害の経験から消費者の「悔しい」思い、「悲しい」思いと新制度への期待について発言していただきました。議員からは、新訴訟制度について成立する見込みとの発言が多くよせられました。集会后、KC'sから参加の河原田さん、網干さんは議員要請にも参加していただきました。

衆議院消費者問題に関する特別委員会で意見陳述をしました

衆議院消費者問題に関する特別委員会にて、参考人としてKC's西島事務局長が、適格消費者団体の現状と新制度法案の必要性について意見陳述しました。

2013年10月30日衆議院消費者問題に関する特別委員会の参考人質疑に、西島参考人の随行者としてKC's常任理事の二之宮義人弁護士、検討委員の松尾善紀弁護士が参加していただきました。

他に、野々山宏弁護士（弁護士と前国民生活センター理事長として）、河野康子全国消団連

事務局長（賛同団体の代表として）、経団連阿部氏が参考人として出席しました。

審議は衆議院インターネット審議中継ビデオライブラリでご覧になれます。

（10/30消費者問題特別委員会・11/1本会議をご覧ください）



参考人として意見陳述するKC's西島事務局長 衆議院インターネット審議中継より

法案の動き

法案は①乱用を防止する方策の検討②特定適格消費者団体への資金・情報面での支援③施行後の見直し時期5年→3年④裁判外紛争解決手続の利用促進⑤国民への周知を附則に盛り込む修正案が10月31日衆議院消費者問題特別委員会で全会一致で可決され、11月1日衆議院本会議でも可決されました。

11月6日参議本会議で森担当大臣が趣旨説明をし、質疑が行われ、消費者問題に関する特別委員会に付議されました。今国会で成立するように働きかけをしていきますので、引き続きご支援をお願いします。

破産等を理由とする催告なしの契約解除は消費者契約法により無効！ ～賃貸住宅事業者・株明来に対する差止請求控訴審一部逆転勝訴判決～

KC'sが、賃貸住宅事業者である株明来(あき)に対し、消費者契約法により無効とされる契約条項の使用差止を求めていた訴訟の控訴審で、2013年10月17日大阪高等裁判所(河邊義典裁判長)は、株明来が賃貸借契約を無催告で解除できると契約条項で定める解除条項(無催告解除条項)のうち、賃借人に後見・保佐開始の申立てのあった場合についてのみ当該条項の使用差止を認めた第1審・大阪地方裁判所・2012年11月12日判決を変更し、賃借人に後見・保佐開始の申立てがあった場合だけでなく、賃借人に「破産・民事再生、競売・仮差押え・仮処分・強制執行の決定」があったとき無催告の解除権を認める条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効であり、当該条項の使用を差止め一部逆転勝訴判決を言い渡しました。

判決は、賃借人が賃料の滞納がないにもかかわらず、賃借人に破産・民事再生や競売・仮差押え・仮処分・強制執行が決定された場合、契約当事者間の信頼関係が破壊されたと評価するのは困難であり、このような場合に催告なしで賃貸借契約の解除を受けると賃借人が被る不利益は大きいと判断しています。

また、賃借人に後見・保佐開始の申立てがあった場合に無催告解除を認める賃貸借契約の条項が有効である、と主張する株明来の附帯控訴についても、これらの事情は賃借人の経済的破綻とは無関係であるとして、棄却しました。

今回の判決が、株明来の不当な無催告解除条項の使用差止を認めたことは、このような条項による不特定多数の賃借人に対する同条項を理由とした解除・明渡を許さないことを意味し、賃借人の居住権を確保する上で極めて重要な意味を持つ、画期的な判断であるといえます。

他方で、今回の判決は、賃料を滞納した場合に、賃貸借契約の解除権・明渡の代理権・室内動産の処分権を第三者(連帯保証人や家賃債務保証会社)に付与する条項、家賃を滞納した場合に家賃債務保証会社が賃借人

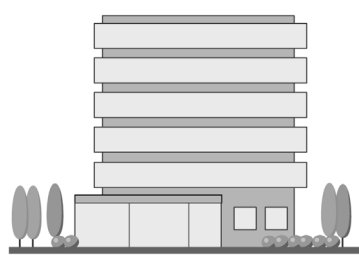
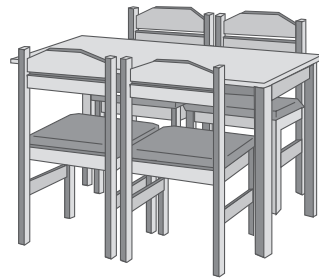
の承諾なく施錠・立入・明渡・室内動産の処分をしたとしても異議を述べないとする条項、賃借人と連絡がとれない場合

に鍵交換等を行うことができるとする条項に対する使用差止請求については、いずれも株明来がこうした条項を使用する「おそれ」(消費者契約法12条1項)がないとして、KC'sの請求を退けました。

また、その他、KC'sが消費者契約法に違反するとして、その使用の差止を求めていた、①賃貸借契約が解除された後に賃借建物の明渡が遅れている場合に、賃借人は遅れた期間について家賃相当額の2倍の違約金を賠償しなければならないとする条項、②賃借人が賃料を滞納した場合には、滞納1回毎に3,150円の催告手数料を滞納賃料に上乗せして支払わなければならないとする条項、③賃貸借契約終了・明渡時に定額のクリーンアップ代を支払わなければならないとする条項については、いずれも消費者契約法により無効とはいえないとしてKC'sの訴えを退けました(原判決の棄却判断を支持して控訴棄却)。なお、KC'sは、2013年10月30日に最高裁判所に上告受理申立書を提出しました。

以上のように、賃貸借契約において、賃料滞納があった場合に、訴訟提起・強制執行手続などの法的手続がないまま賃借人を追い出す行為や、原状回復などをめぐるトラブルが多発する原因に対してメスを入れなかった本件控訴審判決については、消費者契約法が不当な契約条項の効力を規制し、その使用の差止請求を適格消費者団体に認めた趣旨を十分に理解しない、不十分なものと批判せざるを得ません。

今後も、KC'sは、本件で相手方となった株明来のみならず、賃貸住宅事業者に対し、本判決が無効と判断した契約条項(無催告解除条項)を使用しないよう求め、引き続き、賃貸住宅契約における賃借人の権利が不当に侵害されることのないよう、注意を払っていきたいと考えています。



差止裁判・申入れ活動について

(1) 健康食品販売事業者の株世田谷自然食品のテレビCMに対して、申入れ兼再お問い合わせを送付しました。

同社が提供する「グルコサミン+コンドロイチン」のテレビCMを検討したところ、不当景品類及び不当表示防止法(「景品表示法」)上疑義があると考え、2013年7月29日付「お問い合わせ」を送付し、これに対し同社より2013年8月29日付にて回答がありました。KC'sは、同商品のテレビCMに関し、2013年10月24日付で同社に対して「申入れ兼再お問い合わせ」を送付しました。

●申入れ事項

同社のテレビCM(舞の海さんご出演「突撃編」)において、グルコサミン、コンドロイチン、ヒアルロン酸、II型コラーゲン、その他の含有量の違う成分を同じ体積のブロックで表示することの停止を求めています。

●再お問い合わせ事項

①「ぐるぐる体操」の表示 ②「元気たっぷり」の表現 ③子どもが出演するテレビCM ④商品による改善効果 ⑤商品及びテレビCMの経歴の5点についてお問い合わせを行いました。

(2) 貸衣装会社株レンタルブティックひろに対する差止訴訟の第1回裁判が行われました。

同社に対して、キャンセルした場合に挙式日1年前でも30日前でも契約金額の30%の解約料を徴収するという貸衣装解約条項の一部の差止を求めて提訴していましたが、1回目の裁判が2013年10月31日大阪地裁堺支部にて開かれました。KC'sの榎理事長が意見陳述を行いました。次回の裁判(期日)は12月12日10時となりました。傍聴希望の方はKC's事務局までご連絡ください。



(3) 家賃債務保証会社の株Casaに対して、新保証委託契約約款の修正・削除を求め再申入れを送付しました。

2013年8月30日付で同社の新しい「保証委託

契約」約款を受領し検討したところ、不当と思われる契約条項が残っていると判断しました。同社に対して、契約条項を修正・削除などを求めて、2013年10月23日付「再申入れ書」を送付しました。

●再申入れ事項

①賃借人に対する求償権(立てかえた債務)の範囲について定めたものである場合の条項②事前求償に関する条項③代理権授与に関する条項④搬出家具などの保管及び処分に関する条項の削除を求めています。

(4) インターネット宿泊予約会社のクーコム株に対して、要請書を送付しました。

2012年11月に同社の「トクー!サービス」に関して消費者からの情報提供を受け、調査・検討を行ってきました。その上で、2013年7月25日付で同社に対し「申入れ」を送付し、同年8月28日付で回答を受領しました。その結果、「トクー!サービス」に関しさらなる改善の必要があると考えて、2013年10月23日同社に対して「要請書」を送付しました。

●要請事項

HP上の表記について、①「トクー!サービス」プレミアム会員サービスの会費が年額制であること、および②支払い方法が年12回の分割払いであること、を明示するよう求めています。

(5) 貸衣装会社株VeaU Bridalと富久屋マネージメント株に対して、約款の改訂案について「ご連絡」を送付しました。

株VeaU Bridalから示された、約款の改訂案について、2013年10月25日付「ご連絡」にて、当団体の意見を送付したものです。

●当団体のご連絡事項

①解約日から使用日までの期間の長短を問わずに一律の解約手数料が必要なことの改善、②契約締結後間もない段階では、訪問販売におけるクーリング・オフ類似の無条件解約制度を導入することを求めています。

